



Fellow's Report

＝ものづくりの仲間から＝

令和8年

《10月号》

保全公社週休2日工事実施要領を改定しました

横浜市週休2日工事実施要領（令和8年7月13日改正）の改定を受けて、公益財団法人横浜市建築保全公社週休2日工事実施要領（令和8年8月31日改正）を改定しました。

また、「令和8年7月 公社週休2日工事制度改定の概要」を公社ホームページに掲載しました。

1. 労務費等への補正の廃止

——— 現 行 ———

補正係数	労務費	現場管理費
完全週休2日（土日）	1.02	1.01
月単位の週休2日	1.02	—
通期の週休2日	—	—



——— 新 ———

廃止(労務費等補正を実施しない)
令和8年7月単価を適用した工事から適用

2. 成績評価について

現行通りとし、以下のとおり成績評価への反映を実施します。

評価内容	加 点
完全週休2日（土日）	1.4 点
月単位の週休2日	1.0 点
通期の週休2日	—

※次の工事については成績評価の加点を行いません

- ① 対象期間が7日未満の工事
- ② 管内一円工事
- ③ 現場作業が週に5日以下であることが条件となっている工事
- ④ 随意契約工事（入札不調の結果、随意契約となったものを除く）

横浜市建築局の積算要領等が改定されました

保全公社では、令和8年7月の横浜市建築局積算要領等の改定に伴い、令和8年7月単価適用工事より、下記の改定版を適用することとしました。

- 建築工事積算要領（令和8年7月改定）
- 電気設備工事積算要領（令和8年7月改定）
- 機械設備工事積算要領（令和8年7月改定）
- 建築工事積算マニュアル（令和8年7月改定）

【主な変更点】

1. 一般管理費等率の算定式の変更
2. 刊行物単価は「建設物価」「積算資料」等の価格の**平均値を採用**する
3. 「その他」の率が、「専門工事業等者の諸経費」に変更

専門工事業等者の諸経費

現場管理費	工事施工に当たり現場で必要とする費用及び現場労働者に係る費用であり、その内容は以下の通りとする。 労務管理費（安全、衛生に要する費用を含む）、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費（法定の雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額）、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、小機材の損耗費その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	本店及び支店の従業員に係る費用並びに会社の継続運営に必要な費用であり、その内容は以下の通りとする。 役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

専門工事業等者の諸経費の率

率を乗ずる歩掛の対象	諸経費の率	採用率 (中間値)
労務費（労）	42～52%	47%
材料費、消耗材料費等（労以外）	9～13%	11%

(参考)

- 『公共建築工事標準単価積算基準（令和8年改定）』の歩掛り表より
電気設備工事における電灯設備、動力設備、受変電設備、電力貯蔵設備、構内交換設備については、原則として、専門工事業等者の諸経費の率の対象外とする。
- 『公共建築工事積算基準等資料（令和8年改定）』のより
標準歩掛り等の表中にない材料費、消耗材料費等について、専門工事業等者の諸経費の率の取扱いは、以下による。
イ) 建築新営工事における鉄筋及びコンクリートについては、原則として、専門工事業等者の諸経費の率の対象外とする。
ロ) 機械設備工事における空気調和機器、衛生器具及び衛生設備機器については、原則として、専門工事業等者の諸経費の率の対象外とする。